

社会内処遇の新たな方向性

～薬物事犯者を中心に～

丸 山 泰 弘

はじめに

一 近時の社会内処遇を取り巻く議論～「有識者会議」、「提言」、更生保護法、「部会」～

- 1 更生保護のあり方を考える「有識者会議」が示した方向性
- 2 「提言」および更生保護法が示した方向性
- 3 「法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会」が示した方向性
- 4 小括

二 薬物事犯者からみた社会内処遇の変化

- 1 社会内処遇の変化
 - (1) 仮釈放および満期釈放者
 - (2) 仮釈放者への刑の執行率
 - (3) 軽微な犯罪類型への監視機能の強化
- 2 薬物事犯者への社会内処遇の変化
 - (1) 薬物事犯者への重罰化
 - (2) 薬物事犯者への必罰化

3 小括

三 新たな社会内処遇における薬物事犯者の位置づけ

- 1 「治療プログラム」を刑事司法で行うことの意義
- 2 刑事司法手続きにおける回復支援者の諸問題
- 3 小括

四 若干の検討～「更生保護基本法要綱試案」から～
むすびにかえて

はじめに

1949年に犯罪者予防更生法が施行されて以来、更生保護制度は、2009年に60周年を迎えた¹。近時、更生保護に関する法は頻繁に改正され、2008年6月から施行された「更生保護法」（平成19年6月15日法律第88号）は、とくに更生保護の分野において影響を与えている。2005年を前後して、保護観察対象者による事件²が社会的関心を集めた。2006年6月27日に「更生保護を考える有識者会議」（以下、有識者会議という。）から報告書「更生保護制度改革の提言－安全・安心の国作り、地域作りを目指して」（以下、提言という。）が提出され、更生保護の当面の課題として以下のことが示された。すなわち、①保護観察対象者への処遇プログラム受講義務および簡易薬物検査受検義務、②居住指定制度ならびに③特別遵守事項の付加変更である。後に確認するが、有識者会議では、「本人の行状を見守って遵守事項を守らせることを基本とする現在の『見守り型』の保護観察では立ち入り調査権も無く、対象者の再犯リスクが高い場合には限界があるとの指摘がある。」と問題提起がなされた³。指導監督および補導援護の両立が望まれる保護観察制度において、「見守る」だけでは不十分であり、より積極的な指導監督が望まれるとの方向性が示されたということである。積極的に指導監督を行うことで再犯防止・社会復帰支援制度に取り組むという方向性は、「法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会」（以下、部

1 2009年9月8日には、東京都千代田区の東京国際フォーラムにおいて「更生保護制度施行60周年記念全国大会」が開催された。長年にわたり更生保護の分野で活躍された保護司らが表彰された。

2 2005年2月4日に愛知県の大規模スーパーで起きた幼児殺害事件が、同年5月11日には東京都で少女監禁事件がおきた。前者の加害者が刑事施設からの仮釈放者である3号観察の対象者であり、後者の加害者が執行猶予保護観察中のいわゆる4号観察の対象者であったことから、保護観察制度への効果（とくに再犯防止の効果）が疑問視された。

3 「更生保護のあり方を考える有識者会議」第1回会議議事録、3～4頁参照。

会という。)にも引き継がれた。

これにより積極的な指導監督を行うことが望まれるようになった保護観察制度は、社会内処遇において「厳罰化」につながるものが懸念される。重大な犯罪を犯した者への仮釈放許可の困難化および仮釈放後の監視強化だけでなく、いわゆる軽微な犯罪類型であっても、社会的な危険要因として監視機能を重視する傾向が見られる。それは、たとえば、更生保護法施行前の執行猶予者保護観察法では、特別遵守事項を付されることが無かった保護観察付執行猶予者に対して法改正によりそれを課することが可能となったことなどである。社会内処遇における「厳罰化」は、近年70%未満の刑の執行率で仮釈放が許可される者が減少し、90%以上の刑の執行率があつてはじめて仮釈放が許可される者が増加するといった「重罰化」と、これまで単純執行猶予であつた対象者に対し、裁判所は保護観察付執行猶予を言い渡し、特別遵守事項を付することへの「必罰化」の両面が見られる⁴。とくに、近時の社会内処遇の関心事として、「刑の一部執行猶予」および「社会奉仕命令」が立法課題として提起されている。これら個別的な検討は別稿（本特集の井上論文および正木論文を参照）に委ね、本稿では、社会内処遇の新たな方向性としての「重罰化」および「必罰化」とそれから派生する諸問題に着目する。

上記の「重罰化」と「必罰化」において、その傾向が見られる具体的な犯罪の一つに「薬物事犯」⁵が挙げられる。とくに、違法薬物の単純自己使用罪および単純所持罪については、厳格な取締りが行われる一方で、薬

4 石塚伸一は、必罰化と重罰化の両面から「厳罰化」をとらえる必要性を指摘する。なお、石塚は、薬物事犯一つをとってもシンナー乱用の放任と覚せい剤乱用の厳罰化の「二極化」があると指摘する。石塚伸一「薬物裁判の二極化と画一的処理～薬物事件処理に関する体験的雑感（提言の若干）」『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』第5号（現代人文社、2008年）87頁。

5 本稿における「薬物事犯」および「薬物事犯者」は、とくに指摘のない限り、違法薬物の単純自己使用罪（者）および単純所持罪（者）である。

物依存症回復プログラムの性質を持つ矯正施設での特別改善指導の実施および、社会内処遇での簡易薬物検査の実施など様々な対策が施されることとなっている。「必罰化」との関係から薬物事犯への対策をみると、執行猶予者にも特別遵守事項として薬物依存回復プログラムを受ける義務を負わせることが可能となり、さらに保護観察中に行われる簡易薬物検査は、2004年の全国的な開始時期こそ対象者の任意によるものであったが、2008年の更生保護法施行以降は、特別遵守事項として強制可能となっている。これらが、それまで単純執行猶予であった対象者にも適用されることとなれば、国家から何ら介入をされることのなかった対象者が特別遵守事項として簡易薬物検査や薬物依存治療プログラムを受けなければならないこととなる。こういった「必罰化」の可能性が高まる一方で、薬物依存症者に対する効果的な処遇が難しかった従来の薬物政策と比べれば、新たな社会内処遇政策は、より治療的で、より福祉的な政策が可能となる側面をもつ。従来の社会内処遇に関する議論においては、より治療的で、より福祉的な政策の必要性が主張されてきた⁶。たしかに、更生保護における、医療化・福祉化・地域化は不可避であり、重要な課題である⁷。ただし、その治療的で、福祉的な新たな社会内処遇であっても、それが併せ持つ刑罰性や、そこから派生する諸問題を意識し、それらが抱える問題を除去した運用を目指されなければならない。

そこで、本稿では、社会内処遇の方向性の検討として薬物事犯者への社会内処遇を取り上げ、刑事立法研究会社会内処遇班が示した「更生保護基本法要綱試案」⁸から、更生保護においても他の刑事手続と同様に個人の尊

6 土井政和「更生保護制度改革の動向と課題～有識者会議提言と更生保護法案を中心に～」刑事立法研究会編『更生保護制度改革のゆくえ～犯罪をした人の社会復帰のために～』（現代人文社、2007年）9頁、石塚伸一「薬物依存症者の社会内処遇～保護観察の医療化と福祉化～」同書227頁など。

7 石塚（上掲）227頁。

8 刑事立法研究会社会内処遇班「更生保護法要綱試案」『龍谷大学矯正・保護研

厳と基本的人権の保障が前提とされなければならず、そこでの処遇は本人の主体性と、処遇者および本人の信頼関係に基づく援助として行われなければならないことを念頭に社会内処遇の方向性の変化および検討課題を示すこととしたい。

一 近時の社会内処遇を取り巻く議論 ～「有識者会議」、「提言」、更生保護法、「部会」～

1 更生保護のあり方を考える「有識者会議」が示した方向性

「治安の回復が大きな社会問題となっている中、保護観察対象者による重大再犯事件が相次いだことを契機として、保護観察の実効性に厳しい目が向けられている。このような状況において、国民の期待に応える更生保護を実現するために、幅広い観点から更生保護制度全盤について検討する必要がある。」として、2005年7月20日に「更生保護のあり方を考える有識者会議」が開催された⁹。法務大臣のあいさつによると、法務省は「再犯防止のための緊急的対策」を2005年2月にまとめていた¹⁰が、同年5月には執

究センター研究年報」第5号（現代人文社、2008年）112～174頁。

9 <http://www.moj.go.jp/KANBOU/KOUSEIHOGO/>。なお、この有識者会議が開催されるまでに、様々な更生保護に関する国会付帯決議や政府の方針及び、提言等が行われている。「更生保護のあり方を考える有識者会議」第1回会議、説明資料（4）参照。

さらに、法務省は2005年2月にも「再犯防止のための緊急的対策」を発表し、取り組みを行っていたが、同年5月に生じた「執行猶予中の保護観察対象者による女性監禁事件」を受けて、保護観察の実効性に関する国民の目が厳しくなっていることが、本会議を開くことになった経緯の一つであると説明している。「更生保護のあり方を考える有識者会議」第1回会議、議事録1頁。

10 2005年2月22日に「法務省における再犯防止のための緊急的対策」を発表し、安全で安心して暮らせる社会を取り戻すための緊急的な対策を実施することになっている。その趣旨として、「『犯罪多発社会』へと時代が変わっても、更生保護の目的が犯罪者の社会復帰の促進とその再犯の防止にあることに変わりはないが、この目的を実現する具体的な方法は時代に即して変化するものであり、緊急

行猶予中の保護観察対象者による女性監禁事件が発覚したことにより、保護観察の実効性や再犯防止機能に対する国民の期待に応え、あるべき更生保護とは何かについて方向性を示すと述べた。

初期の有識者会議では、次の6項目が挙げられていた。すなわち、①「現行の保護観察制度の問題点と改善策」、②「仮釈放審理のあり方」、③「官民協働態勢のあり方」、④「保護司制度の基盤整備」、⑤「社会復帰のための施策」、および⑥「関係機関との連携のあり方」である¹¹。

①では「治安が悪化し、安全で安心できる社会の回復、実現が求められている中で発生した一連の重大再犯事件を契機に、再犯防止や保護観察制度のあり方が問われている」¹²との問題提起がなされた。そもそも、保護観察中の再犯として圧倒的に多いのは、殺人などの重大犯罪とされるものではなく窃盗や覚せい剤事犯であり、重大犯罪に対しては今の保護観察制度が一定の成果をあげており一連の事件を機に世間の注目が高まったからといって保護観察制度を厳しく運用しても重大事件における再犯が大きく変わるとは考えが難い¹³。

②では「仮釈放後すぐに殺害事件を起こした例があるが、仮釈放の審理の手続自体が失敗なのではないかとの指摘がある」¹⁴としている。たしか

的対策に盛り込まれた各事項は、更生保護が『犯罪多発社会』という時代の要請にこたえようとするものである」としている。柿澤正夫「再犯防止のための緊急的対策」自由と正義、第56巻8号（2005年）44頁～45頁参照。また、緊急的対策のうち更生保護に関するものは大きく3つあり、①処遇の充実・強化、②処遇体制の強化、③所在不明となった仮出獄者に対する調査の充実である。

11 「これらは、あくまで保護局内部での検討や国会での議論、マスコミ報道、論評などを踏まえて問題点を整理したものである。あくまで、会議内において話し合う議題についての案であり、参加者の意向によって変更される場合もある。」「更生保護のあり方を考える有識者会議」第1回会議議事録、5頁。

12 「更生保護のあり方を考える有識者会議」第1回会議議事録、3頁。

13 なお、有識者会議においても、梶井委員によって会議そのものの目的の質問の一つとして、重大事件を契機に有識者会議を発足させることに疑問が投げかけられている。

14 「更生保護のあり方を考える有識者会議」第1回会議議事録、4頁。

に、より確実性のある審理が必要であるとの指摘は可能かもしれない。しかし、仮釈放なら危険で満期釈放なら安全であるという確信は持てないことから、今までの審理制度が間違っただけであるとの指摘は難しい。一方で、いずれにしても危険であればより長期間収容すべきとの意見もありうるが、後述のように、より社会生活に近い環境での一環した社会復帰支援が求められている。

③及び④は、それぞれ保護司に関するもので、前者は「保護観察官の定員は約1000人であるが、直接実務に携わっているのは更に6割ほどで、ほとんど保護司に負担を負わせている現状があり、保護観察官と保護司との役割をどう考えるべきか、保護司にどこまで役割を期待すべきかが検討課題である」との提起、後者は「発足時の昭和28年の保護司の平均年齢は約53歳であったが、最近では63歳であることや、推薦によるものだけでなく、公募制にするなどの工夫、保護司実費弁償金の増額などについての議論もある」¹⁵とのことだが、もちろん保護司への負担が重過ぎる等の問題点の指摘は、すでになされており¹⁶、そもそも「重要なのは保護観察官の問題を棚上げにして保護司の問題に関わるのではなく、保護司は保護観察官に従属するものであるから、保護観察官のあり方を検討し、保護司の問題にも及ぶことが望ましい。」との指摘もあった¹⁷。

⑤は「社会復帰にとって生活の安定が何より重要であり、とりわけ住むところと働くところの確保が必要であり、それに向けて努力をしたが、まだ不十分であり、さらに充実したものが必要がある」¹⁸としている。これら

15 「更生保護のあり方を考える有識者会議」第1回会議 議事録、4頁。

16 たとえば、瀬川晃『犯罪者の社会内処遇』（成文堂、1991年）236頁～243頁、辰野文理「仮釈放と保護観察」（加藤久雄ほか『刑事政策』〔青林書院：1998年〕174頁など。

17 瀬川委員の質問参照。「更生保護のあり方を考える有識者会議」第1回会議 議事録、8頁。

18 「更生保護のあり方を考える有識者会議」第1回会議 議事録、4頁～5頁。

の点は、社会復帰に重要な点であることに異論はないが、補導援護よりも指導監督が求められつつある保護観察制度においてはケースワーク的な機能を持つ補導援護への注力が困難となる。むしろ、これを最重要課題にすることで、再犯を防ぎ、社会の安全に繋がるように思われる。

⑥は「社会の中で社会に溶け込んで、社会復帰を遂げるためには、地方公共団体、警察、民間団体等関係する機関との連携のあり方も重要な課題である」¹⁹としている。たしかに、受け入れる社会側の協力も必要であるが、ここに警察が考慮されていることに、社会復帰の場を提供すると同時に、監視の側面も重視するということが伺われる。

有識者会議に至る経緯および有識者会議が行われている期間中の世間の注目は、保護観察中の再犯の危険性に集まっていた。有識者会議で提出された記録および当時の犯罪白書から保護観察中の再犯者を確認すると²⁰、2004年の仮出獄者の保護観察終了人員は16,539人であり、期間満了で終了している者が93%、遵守事項違反や再犯で取り消しになっている者が6.2%であった。また、保護観察付執行猶予者の保護観察終了人員は5,324人であり、期間満了で終了している者が66.1%、取り消しになっている者が31%である。その保護観察付執行猶予が取消しになっている者の理由は、住居侵入や窃盗、詐欺、傷害、覚せい剤の順に多く、注目された殺人について2004年は2件であり、ここ10年の平均をとっても3.8件である²¹。いわゆる凶悪犯罪とされるもの²²を併せても終了人員の約1%にすぎない。少年については、1号観察である保護処分少年に関して若干数の強盗があるが、

19 「更生保護のあり方を考える有識者会議」第1回会議 議事録、5頁。

20 平成17年版犯罪白書123～124頁。

21 「更生保護のあり方を考える有識者会議」第3回会議 統計資料（1）参照。

22 ここでは、凶悪犯罪として「殺人、放火、強盗・同致死傷、強盗強姦・同致死傷、強姦・同致死傷、強制わいせつ・同致死傷、傷害致死」としている。しかし、凶悪犯罪の定義に関しても曖昧なままである。たとえば、警察庁における「凶悪犯」は「殺人、放火、強盗および強姦」であり、法務省における「凶悪犯」は「殺人および強盗」としている。

やはり殺人や放火などは3件である²³。

つまり、治安が悪化しているとされ、いわゆる「見守り型」の保護観察制度は何も機能していないのではないかと指摘から始まった有識者会議であったが、その当時の保護観察制度の状況をみると保護観察制度が機能していないとは言い難い。有識者会議での「より対象者にとって充実したサービスを行えるように保護観察官・保護司の増員や支援方法改良」などを推奨するという面は支持できるが、発足理由の一つである体感治安の悪化による「保護観察の甘さ」に対する反省という前提となる事実があったのかは疑問である。

これら、保護観察対象者に対する指導監督を重視させるという傾向は保護観察付執行猶予者に対してもみられる。有識者会議で指摘されていたのは、「4人の女性監禁事件を保護観察付執行猶予者が起こしたことをうけて、本人の行状を見守って遵守事項を守らせることを基本とする現在の『見守り型』の保護観察では立ち入り調査権も無く、対象者の再犯リスクが高い場合には限界があるとの指摘がある。」ということであった²⁴。つまり、補導援護では不十分であるために指導監督を重視すべきだとの主張にとどまらず、指導監督を重視したものでさえ「見守り型」に偏っており、より監視を高めるべきだとの主張があると指摘されている。

以上のような見方はこの後の提言、更生保護法、部会での議論において、基本的には同様の見解になっている。すなわち、再犯防止機能としての社会内処遇の在り方を必要としている。

2 「提言」および更生保護法が示した方向性

有識者会議の最終報告書として「提言」が2006年6月27日に提出され

23 「更生保護のあり方を考える有識者会議」第3回会議 統計資料（1）参照。

24 「更生保護のあり方を考える有識者会議」第1回会議 議事録、3頁～4頁参照。

た²⁵。その提言の中では、「保護観察対象者による重大再犯事件が繰り返されることのないようにする制度改革の実現を議論の原点」とすることが表明されていた。更生保護法は、この提言の方向性に沿って作成され、犯罪者予防更生法にない再犯防止機能が目的として規定されるに至っている²⁶。「刑事司法制度の一環」であることを前提に、提言では「遵守事項があり、保護観察による改善更生が困難と認められる状況に至った場合には、適切に仮釈放の取消し等の措置をとり、再犯を未然に防止すべき」としており²⁷、さらに「保護観察官は、更生保護制度が社会を保護することを目的とすることを明確に意識」すべきであることを述べている²⁸。たしかに、被収容者処遇法には、受刑者の円滑な社会復帰を目的とした矯正と保護の協力が求められている。その効果として再犯防止機能を持たせることも求められていた。しかし、その方法は以下で述べるように刑事司法の一環として監視機能を強化することで再犯を未然に防ぐのではなく、本人の任意性を前提に、社会的援助としての処遇を行うということであった。

行刑改革会議の提言²⁹は、受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生および社会復帰を図ることとして、「受刑者が、真の意味での改善更生を遂げ、再び社会の担い手となるべく、人間としての自信と誇りをもって社会に復帰することが、最終的には国民全体の利益となる」と指摘している³⁰。この提言を基に改正された被収容者処遇法には、受刑者の基本的人権と社会復帰促進を目的とし、さらに社会との連携に関する規定を置かれた。このように矯正と保護が相互に協力することが求められるようになっている。こ

25 「提言」<http://www.moj.go.jp/content/000010041.pdf>

26 土井政和は、更生保護制度の方向性が、提言の再犯防止を基盤とするものであれば、対象者を社会から排除することを助長したとしても、円滑な社会復帰を促進することは困難であると指摘する。土井（前掲6）2～3頁。

27 「提言」（前掲25）13頁。

28 「提言」（前掲25）13頁。

29 行刑改革会議の提言<http://www.moj.go.jp/content/000001612.pdf>

30 行刑改革会議の提言（上掲）、3頁。

ここで求められた「真の意味での改善更生」とは、対象となる人の自主性を尊重し、それらを援助することであり、監視機能を強化した再犯防止機能ではなく、生活再建に向けた社会的援助を行うことで、その結果として再犯を防止することとなると捉える必要がある³¹。

3 「法制審議会被收容人員適正化方策に関する部会」が示した方向性

刑事施設の被收容人員の適正化を図り、再犯防止および社会復帰を促進する観点から被收容人員適正化方策に関する諮問（2006年7月26日諮問第77号）が発せられ、2006年9月28日より部会が開催された。刑法犯の認知件数の増加および受刑者の平均刑期の長期化を主たる原因とした刑事施設の過剰收容問題を解決するために、刑事施設に收容せずに行う処遇が検討された。そこでは犯罪者の改善、更生および犯罪の予防といった目的を達成しつつ、被收容人員の適正化を図ることが提案された。さらに、窃盗、薬物犯罪などの罪を犯した者は、刑事施設への再入率が高いことから、これらの罪による刑を終わった者に対しても、再犯を防止し社会復帰を支援するための措置を講じることで、被收容者の人員適正化を図るべきであることも課題として議論がなされた。

その後、第17回部会会議（2008年10月7日）に具体的な法整備の可能性として「社会奉仕活動」と「刑の一部執行猶予」に検討対象が絞られるまでは、社会内処遇に関して、「施設内処遇及び社会内処遇をより適切に連携させることを可能とすることにより、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を一層促進する」ことを基本として中間処遇制度や必要的仮釈放制度の検討などが行われている。

刑期が長期に及ぶ受刑者の場合は、必要的仮釈放制度の導入が依然として検討されるべきであるということを前提にすると³²、部会で議論となっ

31 土井政和（前掲6）7頁。

32 必要的仮釈放を否定し、考試期間主義を主張する太田達也も短期自由刑に対す

た社会奉仕活動および刑の一部執行猶予は、比較的刑期が短い対象者に影響を与える可能性が高い。これらの対象者に与える影響としては、より長期間に及ぶ監視機能強化の問題と、従来は対象とされてこなかった人へのネットワイドニングの問題が派生しうる。すでに、更生保護法では、これまで単純執行猶予であった対象者に対し、保護観察付執行猶予を言渡し、特別遵守事項を付することで監視機能を強化したの「必罰化」の傾向が見られる。以上を踏まえ、次章では社会内処遇の「厳罰化」を「重罰化」および「必罰化」の観点から検討をする。

4 小括

以上のように、有識者会議、提言および、更生保護法では、強固な保護観察の実現が図られてきた。さらに、部会では、中間処遇の在り方が問われ、「刑の一部執行猶予」および、「社会奉仕命令」が具体的な立法課題として取り上げられている。それらは、いずれも更生保護は刑事司法制度の一環であることを前提に再犯の防止が目指されたものである。しかし、監視機能を強化した再犯防止機能ではなく、生活再建に向けた社会的援助を行うことで、その結果として再犯を防止することとなると捉える必要があるのではなかろうか。

監視機能強化による再犯防止機能を前提とした保護観察制度は、刑罰的要素を付加するものとして運用される可能性が高い³³。これは、立ち直りのための支援を提供しようとする更生保護の本来の在り方が、強制的な社会防衛の手段となるためである³⁴。保護観察は、その目的を指導監督とするとともに、補導援護が加えられ、その後も、補導援護に重点をおいた保護観

る仮釈放期間が短いことで支援が不十分になることを理由に否定している。太田達也「仮釈放と保護観察期間～残刑期間主義の見直しと考試期間主義の再検討」『研修』705号（2007年）10頁。

33 土井（前掲6）9頁。

34 土井（前掲6）9頁。

察を行い、遵守事項を緩和するとの規定を置くことで発展をしてきた。そもそも更生保護における処遇の理念は、憲法に保障された基本的人権の一般的保障としての「人格的發展の保障」、セーフティネットから排除された人の「生存権の保障」および、刑事手続に関わることで生じる生活上の不利益を排除するための「刑事手続の弊害除去」などに求められる³⁵。そのために、更生保護においても他の刑事手続と同様に個人の尊厳と基本的人権の保障が前提とされなければならない、そこでの処遇は本人の主体性と、処遇者および本人の信頼関係に基づく援助として行われなければならない³⁶。保護観察制度は、保護観察官が指導監督を強化する「積極的な社会復帰への介入」ではなく、本人の主体性が尊重された、あくまで社会復帰へのサポートの役割として「消極的な社会復帰への介入」でなければならない。つまり、「見守り型」による保護観察こそ社会内処遇において重視されるべきものである。

二 薬物事犯者からみた社会内処遇の変化

1 社会内処遇の変化

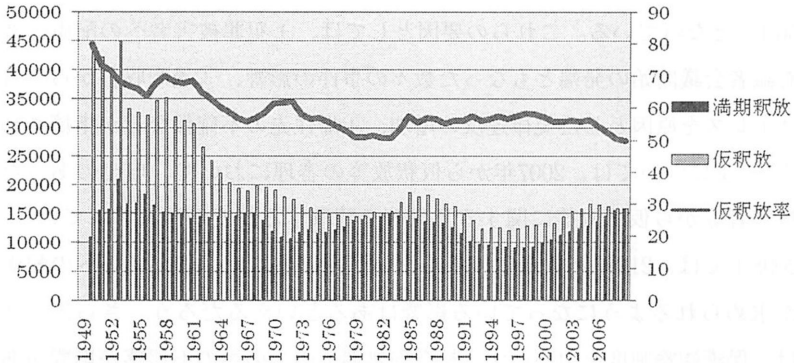
(1) 仮釈放および満期釈放

薬物事犯者に見られる傾向を検討する前に、仮釈放者全体に関する傾向を確認しておく。

35 刑事立法研究会社会内処遇班（前掲8）113頁。

36 刑事立法研究会社会内処遇班（前掲8）113頁。

【図1】 出所受刑者人員



注) 行刑統計年報および矯正統計年報による

図1を見ると、1965年（昭和40年）までは、仮釈放が積極的に運用されていたことが確認できる。これは、戦後の混乱期に刑事施設の過剰収容対策として採られたためと指摘される³⁷。さらに、1970年（昭和45年）代は、満期釈放者が減少し、仮釈放率が上昇している。これは、仮釈放準備調査制度³⁸が1966年（昭和41年）に導入され、地方委員会の委員が増員されたことなどから、仮釈放制度の運用の充実化が図られたことによる。

仮釈放率については、1975年（昭和50年）ごろに再び低下し、50%ほどの仮釈放率となっている。1984年（昭和59年1月）に「仮出獄の積極的な運用について」の通達（昭和59年1月5日矯正38矯正局通達）が出された。この通達では、仮出獄の運用の積極化を図る観点から保護局と協議し、仮出獄期間の伸長を図るとともに仮出獄率についても若干の上昇を図ることが目指された。

その後、しばらくは横ばいであった仮釈放率であったが、2005年（平成

37 吉田研一郎「仮釈放等の運用および仮釈放者等の成行き」浜井浩一編著『刑事司法統計入門～日本の犯罪を読み解く～』（日本評論社、2010年）96頁。

38 これまでは、矯正施設の長から仮釈放の申請がなされた後に地方委員会に属する保護観察官による仮釈放のための調査がなされていた。しかし、この調査をより充実させるために、仮釈放申請前から保護観察官の調査を実施することとした。

17年)ごろから再び低下し始め、2008年(平成20年)には、過去最低の50.1%となっている。これらの要因としては、①犯罪被害者への配慮、②有識者会議開始の発端ともなった数々の事件の影響、③過剰収容からくるストレスを原因とした規律違反の増加、④帰宅先の不確保などが指摘される³⁹。①については、2007年から仮釈放等の審理において、申出のあった被害者等から仮釈放等に関する意見等を聴取する制度が導入されている。2008年では、212件と数自体は多くないが、以前に比べ被害者等への配慮が求められるようになっている影響はあるといえるだろう。さらに、②は、保護観察制度を中心とする社会内処遇そのものへの不信感が影響があるのではないだろうか。

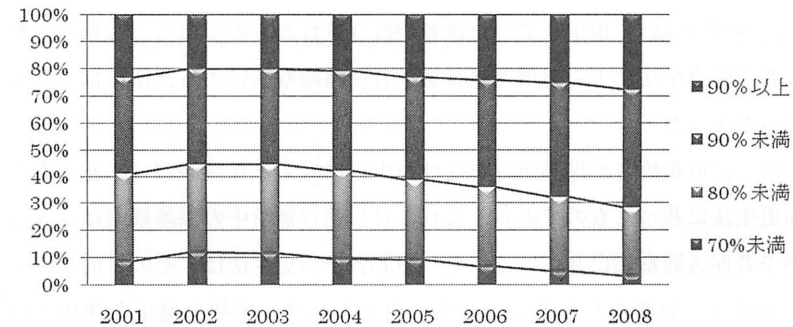
(2) 仮釈放者の刑の執行率

仮釈放率が低下するとともに、仮釈放申請が許可されるまでの刑の執行率も上昇している。仮釈放は、どのような対象者にどのような時期をもって「適当」であるとするのかの判断がわかる。社会情勢、国民意識、仮釈放後の社会内処遇の水準で変わりうるものであると指摘がなされる⁴⁰。刑法においては28条より無期刑については10年、有期刑の場合は、刑期の3分の1を経過した後と定められているが、その実質的要件は「改悛の状があるとき」とされる。「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」第28条には、「悔悟の情及び改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない」としている。このように、仮釈放は社会の感情を中心とした犯罪被害者への配慮や事件の影響を受けやすい。

39 吉田(前掲37) 99~100頁。

40 吉田(前掲37) 95頁。

【図2】 定期刑の仮釈放許可人員の刑の執行率



注) 保護統計年報による

図2によると、定期刑の仮釈放許可人員の刑の執行率は、70未満および80%未満が減少し、90%未満および90%以上が上昇している。つまり、早期に仮釈放される人が近年では減少傾向にある。

(3) 軽微な犯罪類型への監視機能の強化

上記のように、仮釈放率が低下し、刑の執行率が上昇することで見られる「重罰化」と同時に、軽微な犯罪類型であっても監視機能を強化した「必罰化」の傾向が見られる。たとえば、従来では特別遵守事項を付けることが不可能であった保護観察付執行猶予者であっても更生保護法により特別遵守事項が付けられることとなる。近年の動向として、『執行猶予者保護観察法の一部改正法律』（平成18年3月31日法律第15号）により、これまで仮釈放に付された保護観察にしか付けることのできなかった特別遵守事項が、執行猶予中の対象者であっても課すことが可能になった⁴¹。さらに、2008年6月1日から施行された更生保護法（平成19年6月15日法律第88号）によって、「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」が整理、統合されることとなった。この更生保護法は、これまでは仮釈放者や保護

41 執行猶予者保護観察法第5条の2及び3。

処分を受けた少年に対する保護観察を規定していた前者と、執行猶予中の保護観察について規定していた後者が統合されたものである。しかし、犯罪者予防更生法による運用と執行猶予者保護観察法による運用には大きな違いがあった。

第一に仮釈放者や保護処分を受けた少年に対する保護観察は、犯罪者予防更生法に基づくものであり、これに対し執行猶予中の保護観察は、執行猶予者保護観察法に基づいていた。犯罪者予防更生法は、その目的を「この法律は、犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の関係事項の管理について公正妥当な制度を定め、犯罪予防の活動を助長し、もつて、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを、目的とする」(第一条)としていることから、本人の改善および更生を助けることが求められていた。しかし本人だけに目を向けたのではなく、社会への害を抑えることをも目的としているものと考えることができる。これに対し、執行猶予者保護観察法は「この法律は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付された者がその期間中遵守しなければならない事項を定めるとともに、保護観察の方法及びその運用の基準等を定めることによって、保護観察の適正な実施を図り、もつて、保護観察に付された者の速やかな更生に資することを目的とする」(第一条)としており、遵守事項や基準を定めることで本人の更生を図ることが求められていた。どちらの保護観察においても、その方法は「補導援護」と「指導監督」であるが、執行猶予中の者に対する保護観察は、対象者の犯罪性が進んでいない傾向にあり、仮出獄者や保護処分の少年に比べ、補導援護に重点をおいた保護観察を行い、遵守事項を緩和していたと考えられる。

第二に、転居や長期間の旅行について犯罪者予防更生法が許可制であるのに対し、執行猶予者保護観察法が届出制であることから、前者について設定できる特別遵守事項を後者については設定できないなど、後者のほう

が緩やかな規定になっていた。つまり、犯罪者予防更生法では、保護観察官の許可を得ることが犯罪者予防更生法34条に規定されていた⁴²。

これらの違いがあることは当然のことであった。社会適応を目的とした仮釈放とは異なり、刑法第25条による執行猶予者に付された保護観察は、さまざまな情状等により実刑判決を受けるまでではないと判断された者であり、刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う⁴³とまでされている。

以上のような違いがあったにも関わらず、更生保護法では、執行猶予者であっても特別遵守事項を付することが可能となり、これまでは単純な執行猶予者であった人に対しても特別遵守事項を付した保護観察付執行猶予としての運用が可能となっている。これらが具体的にどのように運用可能か、そこからどのような問題が生じるのかを次節から薬物事犯者を例に検討する。

2 薬物事犯者への社会内処遇の変化

(1) 薬物事犯者への重罰化

日本の刑事司法における薬物犯罪は、検挙人員が減少傾向にあるといえども、依然として覚せい剤がその中心を担っている。2008年8月に策定された「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（以下、「三次戦略」）にも示されているように、初めて「薬物乱用防止五か年戦略」（以下、「旧戦略」）が策定された1998年の検挙人員および検挙件数と2007年のそれとを見比べると、年次によって多少の変動はあるものの、減少傾向にある⁴⁴。さらに、

42 犯罪者予防更生法第34条2項「保護観察に付されている者は、第31条3項又は第38条1項の規定により定められた特別の遵守事項のほか、左に掲げる事項を遵守しなければならない」4号「住居を転じ、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察を行う者の許可を求めること」

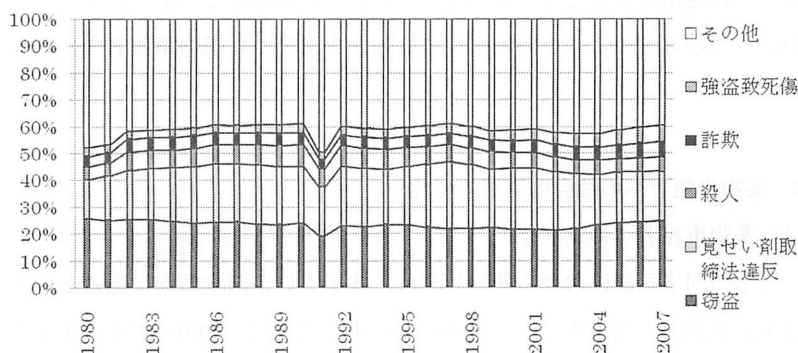
43 刑法第27条

44 第三次薬物乱用防止五か年戦略PDFデータ (<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/>)

「三次戦略」によると、覚せい剤以外の麻薬や大麻といった薬物事犯検挙人員は増加傾向にあり、薬物押収量もMDMA等の錠剤型の薬物は覚せい剤のそれと比べると圧倒的に多い⁴⁵。覚せい剤事犯者は減少傾向にあるといっても、全薬物事犯の検挙人員の約8割を占めており、やはり刑事司法の中では中心的な役割を占めているといえる。そこで、とくに指摘のない場合を除いて、本稿の薬物事犯者は覚せい剤取締法違反者であることを前提に検討をする。

薬物事犯者は、年末受刑者中の約4分の1を占めている。図3を見ると、窃盗罪と覚せい剤取締法違反が全体の4割以上を占めているのがわかる。

【図3】 年末受刑者の主たる罪名



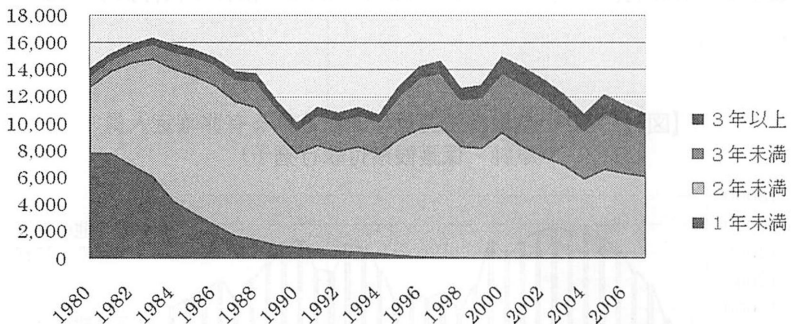
注) 1 矯正統計年報(「年末在所受刑者の罪名」)による。

yakubutujyuki/yakujyuu/yakujyuu4/20080922yakujyuu.pdf) 23～24頁参照。旧戦略が開始された1998年の覚せい剤事犯の検挙件数は17,084人であり、ピーク時の2000年には19,156人にまで達しているが、その後減少傾向を見せており、2007年には12,211人に減少している。その他、検挙人員などの実数に関する調査は、第一章を参照されたい。

- 45 五か年戦略が開始された1998年からは、大麻取締法違反での検挙人員が1998年に1,316人、2007年では2,375人である。また、薬物の押収量では覚せい剤のピークが1999年の1994.5kg、さらに2007年は359kgであるのに対し、MDMA等の錠剤型薬物の押収量は、最少ピーク時が1998年の11,419kgで最多ピークが2007年の1,278,354kgとなっている。

近年、その検挙件数が減少傾向にある薬物事犯者が依然として年末受刑者に占める割合が多い理由の一つとして言渡し刑期の長期化が指摘される⁴⁶。覚せい剤取締法違反に対する言渡し刑期の長期化だけが矯正施設の在所者が増えている要因ではないが、再犯率が高く、言渡し刑期の長期化される対象者が多いために、要因の一つであると思われる。図4のように1年未満の刑期は1980年代から減少し、現在では、2年未満および3年未満の刑期の言渡しが増加している。

【図4】 覚せい剤取締法違反の言渡し刑期の変化



注) 司法統計年報（通常第一審事件の有罪[懲役・禁錮]人員—罪名別刑期区分—全地方裁判所）による

図4のように2000年以後は総数そのものが減少しつつある中で、個々の薬物事犯者への重罰化が進んでいることが確認できる。ただし、下記で確認するように覚せい剤事犯者は執行猶予率が高く、実務においては、初犯であれば執行猶予になる傾向が強いことが指摘されている。図5からわかるように、有罪人員の半数近くが執行猶予になっている。しかし、効果的な処遇が行われずに再犯をする事例が多い覚せい剤事犯者であるだけに、同種違反を繰り返す者に対しては、検察官あるいは裁判所としてもより長

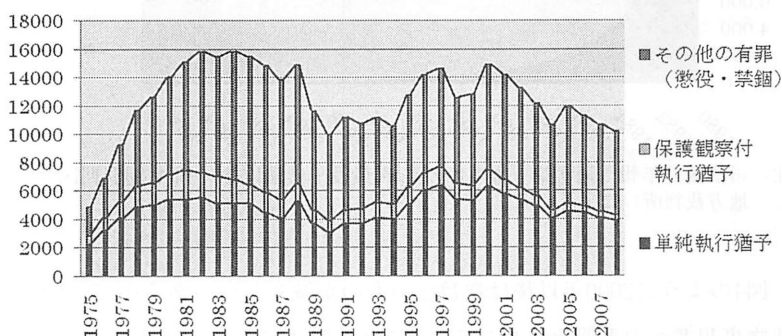
46 浜井浩一「過剰収容の本当の意味」龍谷大学矯正・保護過程委員会編『矯正講座』（第23号、2002年）79～137頁

期の科刑を言渡すことが必然となるだろう。現実の裁判では、「やめたくてもやめられない」という状態は考慮されずに、ただ意思が弱いためと判断され再犯加重とされることが多い。

(2) 薬物事犯者への必罰化

図5に示したように、覚せい剤取締法違反事件の第1審終局処理人員を確認すると、2008年においては、執行猶予も含めた有罪判決（懲役・禁錮）人員は10,196人であり、そのうち執行猶予判決人員は4,304人である。ここ数年では有罪判決を受ける人員の約45%～55%の割合で執行猶予が認められている。

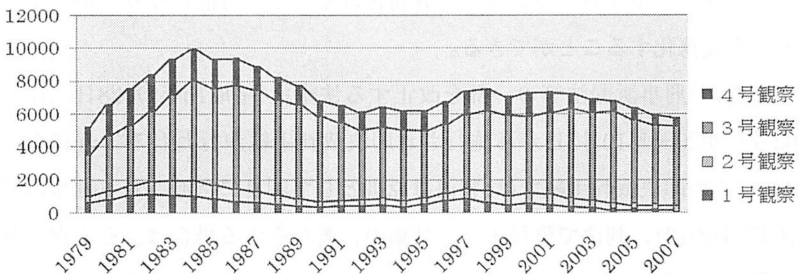
【図5】 覚せい剤取締法違反における有罪確定人員
(単純・保護観察付執行猶予)



注) 司法統計年報 (「通常第一審事件の有罪〔懲役・禁錮〕人員－罪名別刑期区分－全地方裁判所」) による。

次に、保護観察付執行猶予および仮釈放の段階での保護観察の運用を確認する。図6では、覚せい剤取締法違反で1号ないし4号観察⁴⁷に付された者は約6000人であり、これは保護観察対象者の約13%にあたる。また、覚せい剤取締法違反で保護観察に付される者でも仮釈放による者（3号観察）が約80%を占めている。これらのことから実際に早期に従来の刑事司法過程から外され、社会内処遇を主とした薬物犯罪対策を行うことになれば、これだけの人数が毎年関わることになるということが確認できる。

【図6】 覚せい剤取締法違反の保護観察対象者数（新受人員）



注）保護統計年報（「観察所 新受人員の薬物等使用関係」）による。

たとえば、特別遵守事項として、薬物治療プログラムおよび簡易薬物検査が義務付けされるようになると、毎年これだけの人数が対象者に加わることになる。現在の保護観察対象者だけでなく、ネットワイドニングとし

47 1号観察は少年審判の保護処分としての保護観察、2号観察は少年院を仮退院した者に本退院までの期間課されるもの、3号観察は刑事施設を仮釈放された者が受けるもの、4号観察は保護観察付執行猶予判決を受けた者を対象としている。1号観察とは、保護処分として保護観察を受けた少年に対するものである（少年法24条1項1号、更生保護法48条1項1号）。2号観察とは、少年院を仮退院した者に対するものである（更生保護法48条1項2号）。3号観察とは、仮釈放者に対するものである（更生保護法48条1項3号）。5号観察とは、執行猶予者に対するものである（刑法25条の2・1項、更生保護法33条1項4号）。ちなみに、保護観察は5号観察（婦人補導院を仮退院した者に対して行われる保護観察）も制度上存在するが、今日ではほとんど使用されていないために、実質的に運用されているのは1～4号観察までの保護観察である。

て、これまで単純執行猶予であった対象者にも義務付けがなされる運用が行われれば、図5の単純執行猶予者も含まれることになるために、さらに約4000人がその対象となることになる。

近年の動向として、『執行猶予者保護観察法の一部改正法律』（平成18年3月31日法律第15号）により、これまで仮釈放に付された保護観察にしか付けることのできなかった特別遵守事項を、執行猶予中の対象者に対しても課することも可能になった⁴⁸。さらに、2008年6月1日から施行された更生保護法（平成19年6月15日法律第88号）によって、特別遵守事項で薬物トリートメントやプログラムなどを義務付けることが可能になり、簡易薬物検査を義務化することができる。

また、『刑事訴訟法等の一部を改正する法律』（平成16年5月28日法律第62号）が2006年10月2日から施行され即決裁判手続が行われるようになった⁴⁹。この即決裁判手続では、判決は原則として即日と言渡され（刑事訴訟法350条の13）、判決で懲役または禁錮の言渡しをする場合は、その刑を執行猶予にしなければならない（同法350条の14）。これらの法改正にともない、薬物の単純所持や自己使用については、簡略化された手続で裁判が終結し、簡易尿検査の定期的受診などの特別遵守事項を付した、ある種のダイバージョンを行う制度的基盤が整っている。

48 執行猶予者保護観察法第5条の2及び3。

49 刑事訴訟法350条の2以下。この法律により、死刑または無期もしくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件以外のものについて、事案が明白であり、かつ軽微であって、証拠調べが速やかに終わると見込まれる事件につき、被疑者の同意があれば、即決裁判手続が行われることになる。同法350条の2「検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件についてはこの限りでない。②前項の申立ては、即決裁判手続によることについて被疑者の同意がなければ、これをするとはできない。」

3 小括

日本の刑法は、第28条において有期刑の場合に刑期の3分の1が経過したときに仮釈放をすることができると規定しており、早期の仮釈放が可能な法制度を持っている。実際、本章で確認されたように、1970年代や1980年代には、仮釈放を積極的に運用した時期もある。しかし、近年においては、仮釈放が認められることそのものが困難になり、仮釈放が認められたとしても許可されるまでの刑の執行率は上昇し、80%以上90%未満の執行率や90%以上の執行率が増えている。さらに、執行猶予者保護観察および犯罪者予防更生法の統合により改正された更生保護法では、これまで単純な保護観察付執行猶予者には付すことのできなかった特別遵守事項を付した保護観察制度が運用可能となり、特別遵守事項を付すことも可能となっている。このように個々の犯罪に対する「重罰化」と、これまで対象とされなかった対象者にも影響を及ぼす可能性のある「必罰化」につながる可能性が高い。

さらに、それらがどのような影響を及ぼすのかを薬物事犯を例に検討を行った。そこでは、上記の重罰化および必罰化の影響が見られる。ただし、これらは、重罰化および必罰化の傾向がある一方で、反省を促す刑事処分から、より治療的で、より福祉的なかわり方を探ることも可能となっている。そこで次章では、新たな社会内処遇における薬物事犯者の位置づけとして、治療プログラムを行う意義と、その問題性を検討することとする。

三 新たな社会内処遇における薬物事犯者の位置づけ

1 「治療プログラム」を刑事司法で行うことの意義

近時の制度改革は、上記のように懸念される問題点がある一方で、それだけではなく、より治療的で、より福祉的な関わりによって再犯を防止す

る側面も有している。従来の日本の刑事司法過程における薬物対策では、単純自己使用者および単純所持者も含めて、厳格に取締まってきた。一方、反省を促し、断薬の意思を強化させるといった処罰とは異なり、早期に伝統的な刑事司法過程から外し、薬物検査やカウンセリングなどを取り入れた認知行動療法を用いる政策も始まりつつある。諸外国においては強制的な治療を含め様々な運用がなされている⁵⁰。

このように、ただ反省を促す処罰だけでなく、刑事司法手続の中で少しでも薬物依存症の回復に向けた制度が日本でも運用され始めたことは、薬物依存者への刑事司法手続における対応が変化している世界的傾向にも合致する。しかし、薬物検査などを取り入れた認知行動療法的⁵¹な制度が始まっていることにも、いくつかの問題⁵²が残されている。刑事司法におけ

50 柴田恵「犯罪者の社会内処遇の探求～処遇の多様化と修復的司法～」(成文堂、2006年)140～185頁。法務総合研究所研究部報告34「薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究—オーストラリア、カナダ、連合王国、アメリカ合衆国—」(2006年)を参照。

51 認知行動療法とは、「認知(物事の考え方や受け止め方など)」は、感情や行動に影響をもっており、認知の過程を変えることで行動や感情を変化させようということを原理として、対象となる人の気分、感情、行動および認知を自分でコントロールできるようにする方法を手助けする行動療法である。小山和己「認知行動療法の基礎知識(第一回)基本的な考え方」(『刑政』119巻6号、2008年)102～108頁、福永瑞恵「認知行動療法の基礎知識(第二回)アセスメントと心理教育」(『刑政』119巻7号、2008年)98～103頁、外川江美「認知行動療法の基礎知識(第三回)認知のゆがみの同定」(『刑政』119巻8号、2008年)106～111頁、黒川潤「認知行動療法の基礎知識(第四回)認知のゆがみの修正」(『刑政』119巻9号、2008年)94～99頁、門本泉「認知行動療法の基礎知識(第五回)行動の学習—行動に焦点を当てる—」(『刑政』119巻10号、2008年)100～106頁、下山晴彦「今、なぜ認知行動療法か」下山晴彦編「認知行動療法～理論から実践の活用まで～」(金剛出版、2007年)13～19頁。

52 紙幅の関係上具体的な検討は省略するが、「同意」を前提にした制度であっても間接強制としての問題とそこから派生する諸問題がある。詳しくは、拙稿「刑事司法における薬物依存者の強制的処遇について」『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』第5号(2008年)72～86頁および同「刑事司法における薬物依存症の治療～ドラッグ・コート政策の展開と諸問題～」『龍谷法学』第42巻3号(2010年)734～763頁。

る治療的な対応は、1960年代の社会復帰思想とともに批判されたものであった。しかし、現在は当時のそれとは異なり「同意」を前提に治療的なかわりが採られるようになっていく。たとえば、薬物事犯者に対する簡易薬物検査を用いた認知行動療法的な社会内処遇が「同意」をもとにして、2004年4月1日から全国的施策として本人の自発的な意志に基づく簡易薬物検査を実施されていた。これはすでに1998年から千葉の保護観察所で試験的に行われていたもので、保護観察所は再使用があった場合でも放置しているとの批判に対応したものであり、当初は取締りの意味合いが強かったが、「覚せい剤を使用していないことを示す結果を積み重ねさせることにより、断薬の努力についての達成感を与え、もって当該対象者の断薬意志の維持および促進を図り、その改善更生に資すること」⁵³を目的とし、再使用を減らす目的へと変更していった。この制度は、本人の自発的な意思に基づくものであり、取締り目的ではないために、薬物検査を受けなくても処遇上の不利益にならない。また、努力の結果が検査によっても本人にも関係者にも明確に表れ、関係修復につながることなどの点から、意義があった。しかし、先に挙げた更生保護法の施行により、この制度も簡易薬物検査が義務化することが可能となった。東京ルールズおよびグロニンゲン・ルールズなどの国際基準では、対象となる人の「同意」が前提となっているために、現段階の義務化される可能性があることは、そもそも問題であるが⁵⁴、「同意」を前提として行われていた以前の社会内処遇にお

53 この取組みに関して詳しくは、生駒貴弘「保護観察の新たな取組み～薬物乱用減少に向けて」罪と罰41巻3号（2004年）34頁～41頁を参照されたい。

54 1990年に採択された「非拘禁措置に関する国連最低基準」（東京ルールズ3.4）は、「犯罪者に一定の義務を課す非拘禁措置については、正式手続・裁判の前あるいは、その代替として適用されるものであって、犯罪者の同意が必要である」とし、1988年の国際刑務財団によって策定された「自由の制限を含む非拘禁措置および非拘禁措置のための最低基準」（グロニンゲン・ルールズ第9）においても対象となる人の「同意」が要求されている。正木祐史「社会的援助の理論と課題」刑事立法研究会編『21世紀の刑事施設』（日本評論社、2003年）114～116頁など。

ける簡易薬物検査においても「間接強制」の問題が存在する。上述の簡易薬物検査を用いた社会内処遇では、仮釈放時に「同意」があるかどうか为前提とされる。しかし、その選択肢は、インフォームド・コンセントによるものではない。選択肢の一方が刑事収容施設であり、もう一方が社会内処遇であるならば間接的な強制が影響する。そして、簡易薬物検査を受けなくても仮釈放が認められるとしても、受けないことで仮釈放に何か悪影響がないかと不安になることが予想される。

より医療的で、福祉的なかわりから社会内処遇を説明し、運用を試みても背後にある刑罰性があることで生じる影響が少なからず残ることが指摘される。

2 刑事司法手続における回復支援者の諸問題

近年、刑事司法手続における薬物依存治療プログラムには、民間の団体も含め、医療関係者や福祉関係者が多くかかわっている。前述のように、新たな社会内処遇によって薬物治療プログラムの対象となる人が増加するのであれば、これらの社会の受け皿は必要不可欠な存在である。これら回復支援者たちにも、上述のように刑事司法の枠組みに入ることで生じる問題が指摘される。

刑事司法手続において薬物依存治療プログラムを行うことで生じる概念的な問題として、医事法からもたらされる諸問題がある。Batemanは、「医療関係者は倫理規約による医療行為をすることが定められており、いかなる場合であっても患者個人の利益が優先される医療行為をする義務を持っている。もし、ある薬物使用者が強制されて治療の現場に来て、その同意が疑わしいものであるのならば、医療関係者は患者に対しどのように関わればいいのだろうか。さらに、(刑事司法手続に医療が関ること)に関連する医療の問題として、患者の機密に関してはどのように取り扱われなければならないのか。通報義務ないしは、刑事司法システムと情報を共通しな

なければならないのか」⁵⁵と疑問を呈している。この疑問は当然で、刑事司法が求めているのは、そういった薬物プログラムや薬物治療に参加しているかどうかの情報である。もちろん、司法と医療の協力体制は、今後望まれ発展するかもしれない。しかし、究極には誰のためになされる「治療」であるのかという点で、医療は患者個人の利益のための医療に集中すべきである一方、刑事司法が求めているのは、社会の利益が第一命題である。このような相反する核心部分は維持されなければならない。いわゆる刑事司法手続の中で行われる治療であっても、医療はその核心部分で独立していなければならないのである。

これら通報の義務に関する問題は、医療関係者だけでなく福祉的なかわりをする回復支援者にも同様の影響を与える。

3 小括

これまで、国家からの一方的な刑罰としての押し付けではなく、より医療的で、福祉的な対応が望まれてきた。そして、薬物事犯を具体例として近時の社会内処遇を検討すれば、より医療的で、福祉的なかわり方が進められるようになってきているように思われる。しかし、より医療的で、福祉的な社会内処遇の背後にある刑罰性からそこにもいくつかの問題が指摘される。一言で言えば、ただ単なる犯罪統制としての側面を持ったものであってはならず、過剰な包摂となってもいけないということである⁵⁶。刑事司法で行われる薬物依存治療プログラムおよび薬物検査は、犯罪性（再

55 Bateman, M. "Conflict in Court?" , Nursing Times Vol. 97, No. 44, 2001, p 34-35.

56 Jock Youngは、「他者化」が引き起こす過剰な包摂は、再び社会復帰思想時代の包摂を生み出しているのではなく、自分とは違う他人化された薬物依存者たちを合理的で通常の人が持っている合理的判断が欠如した存在であると「病人化」することを示している。つまり、より治療的で、より福祉的な薬物依存者への治療的な介入は、同時に積極的な社会復帰が要請される社会を生み出しているとする。Jock Young "The Vertigo of late modernity" , SAGE Publication, 2007. [翻訳：木下ちがや＝中村好孝＝丸山真央『後期近代の眩暈』（青土社、2008年）] 380頁。

犯性)の高い人の危険評価のためのフロー情報を提供することになる。つまり、治療プログラムの提供および薬物検査は、薬物プログラムを媒体とした犯罪統制としての監視を生み出し、監視のための材料的基盤をも提供するのである。

以上のことから、治療的プログラムが全面的に廃止されるべきであるとは考えない。そうではなく、ここで指摘しているのは、「治療的」という概念で隠れようとしている、その刑罰としての側面および犯罪に対する刑事的制裁であることを忘れてはならないということである。刑事的制裁であることを前提に、対象者の回復する権利が守られ、機会が提供されなければならないのである。

保護観察官や矯正施設の職員など実務の最前線で、対象者と向き合っている人は純粋に回復を願って処遇等を行っていることがほとんどである。あくまで刑事司法手続における立場と関係性にある限り、副次的に監視という効果をもたらしているということ⁵⁷、そして、それは意図せずとも制度化された機構の下では特定の権限を持つ者と持たない者との非対照的な関係が、そういった効果をもたらすということ⁵⁸を指摘しているのである。この非対称的な関係は、国家と個人だけでなく、トリートメント提供者と回復途上者の間にも起こりうる問題である。そして、そういったことを前提とした上で新たな社会内処遇の方向性の考察を試みなければならない。

最後に、どのような関係性と社会内処遇のあるべき姿が望まれるのかを社会内処遇班の「更生保護基本法要綱試案」から若干の検討を行う。

57 たとえば、Foucaultは非対称的な作用関係によってもたらされる総体的な効果であるとする。Michel Foucault “Surveiller et punir: Naissance de la prison”, 1975, [翻訳：田村俊「監獄の誕生」(新潮社、1977年) 31頁]。

58 荻野稔人「権力の読みかた～状況と理論」(青土社、2007年) 33頁。

四 若干の検討～「更生保護基本法要綱試案」から～

更生保護における処遇の理念は、憲法に保障された基本的人権の一般的保障としての「人格的発展の保障」、セーフティネットから排除された人の「生存権の保障」および刑事手続に関わることで生じる生活上の不利益を排除するための「刑事手続の弊害除去」などに求められる⁵⁹。そのために、「更生保護においても他の刑事手続と同様に個人の尊厳と基本的人権の保障が前提とされなければならない、そこでの処遇は本人の主体性と、処遇者および本人の信頼関係に基づく援助として行われなければならない。」とするのが社会内処遇班の基本的理念である。これらを前提に、①同意原則の大前提、②適正手続の保障、③再犯防止からでなく本人の生活再建への有効な支援としてのアカウンタビリティが相補的に機能する枠組み作り、そして、④社会的援助の充実が重要であるとする⁶⁰。

これらの運用として、これまで検討した薬物事犯を例として見ると、上記①および②から、「任意性の確保」、①および③から「同意の客観性の確保」、④から「回復支援団体の自治と権利保障」が重要となろう。

「任意性の確保」とは、それら社会内処遇で受けることを勧められたプログラムを途中で変更または中止したいと願い出ても、処遇上不利益なことを生じさせないことで間接的な強制を排除しなければならない。これが徹底されることで、本人が同意をした上で行っていることの保障にも繋がる。いつでも薬物依存治療プログラムを中止することは可能であり、中止することを望んだ場合に、伝統的な刑事手続で受けていたであろうデメリット以上の制限をもたらしてはならない。そうでなければ、最初は積極的に同意でも拒否でもない対象者に対して、治療が提供されることの意義が失われる。あくまで治療プログラムを受けた上で、本人が拒否をするの

59 刑事立法研究会社会内処遇班（前掲8）113頁。

60 刑事立法研究会社会内処遇班（前掲8）113～114頁。

であれば、それに伴う罰則などは存在してはならず、拒否することは正当な権利とされなければならない。

「同意の客観性の確保」とは、治療の機会は国家から提供され、そのメリット・デメリットを含め説明がなされた上で、本人が主体となって行われなければならないということを示している。薬物依存治療プログラムを受けることのメリットだけでなく、デメリットも含めて本人だけでなく弁護士などを踏まえた場で得られる「同意」の確保という意味である。ここでは、そのデメリットが少しでもあれば、不同意にするように促すということではない。その同意において求められるレベルは、一般社会における医療の現場で必要な同意のレベルで足りる。医療の現場ではインフォームド・コンセントによる医師の説明義務と患者の同意によって治療が開始されているとしても、そこにある同意は、本当に真の同意でない場合がある。つまり、その手術を受けることが真の同意でなくても、受けなければ寿命が著しく短縮される場合や、本人だけでなく家族とともに対象者にとって良しとされる選択がされる場合が医療の現場には存在する。刑事司法の中でも自由の制限以外は、一般社会と同等のレベルでの保障が受けられるべきとする立場からは、一般社会における医療の現場と同レベルでの同意が求められる。しかし、刑事司法手続であるがゆえに、対象となる人の意思決定を前提とし弁護士や身元保証人などの本人以外を踏まえた客観性の確保が重要となる。

「回復支援団体の自治と権利保障」とは、対象となる人の個人情報などは守秘義務を重視し、刑事司法過程にある民間の団体であっても国家からの統制を受けない自治の確保が望まれるということを示している。さらに医療機関であっても守秘義務および独立性が確保されているのが望ましい。前述のように、受け皿として回復支援団体が治療的および福祉的なかかわりをもったとしても、その運用によっては、刑事司法の一部分となることで、簡易薬物検査の捜査当局への情報提供、対象者の参加回数の報告

業務にしかなりえないことになる。それでは、信頼関係を構築できず回復支援団体と共同でプログラムを行う意味がない。さらに、薬物依存治療プログラムを通して、対象者の動向を観察するという行為が国家による監視から、民間の団体によって行われる監視に代わっただけということになってしまうからである。副次的にはその効果があることを否定しきれないことはすでに述べたが、あくまで対象者と同じ目線にあることが重要なのである。

回復支援団体が自治を持って国家と共同する意義は、回復のプロセスを回復途上者に示すことができると同時に、「一貫した社会復帰への支援」を可能にさせる効果も併せ持つことにある。近年刑事司法分野だけでなく、医療や福祉の分野からも提唱される「一貫した社会復帰への支援」の実現のためにも有効な手段の一つとなる。地域生活定着支援センターなど、これまである施設と社会とをつなぐ一貫した社会復帰を支援するサポート体制が主張されてきた。刑事司法手続の段階で、一般社会の回復支援団体との協力を得られることは、刑事司法手続から外れた場合であってもそれら支援団体との関係性が保たれることになる。治療プログラムを遵守しているかどうかの監視ではなく、同じ目線で回復し、支援がなされることが重要になる。この意味でも回復支援団体の自治が望まれるのである。

むすびにかえて

社会内処遇の新たな方向性は、これまでの刑罰的側面からの監視機能の強化であってはならない。刑行改革会議の提言にあるように「真の意味での改善更生を遂げ、再び社会の担い手となるべく、人間としての自信と誇りをもって社会に復帰することが、最終的には国民全体の利益となる」のだから、本人のニーズに応えた援助が与えられ、円滑な社会復帰のために

社会的援助が提供されることが望まれる。刑事司法の一翼としての更生保護制度として監視機能を強化し、それによって再犯を防止するのではなく、円滑な社会復帰が実現された結果として再犯を防ぐことを念頭に置かなければならない。

これは、容易なことではない。社会内処遇として何をするのが重要である。再犯率が高い薬物事犯者において、再度の執行猶予が出されることは非常に困難な状態にある。その状態のまま、本稿で指摘したように新たな保護観察対象者を増やすことには、疑問が残る。医療的側面と福祉的側面を有した本人のニーズによる治療プログラムが実施されていれば、その過程で再度の使用があっても情状によっては、治療プログラムが継続する制度運用が前提となってこそ初めて意義があるのではなからうか。こういった前提がないままに薬物事犯者に対する刑の一部執行猶予の運用がなされても、監視機能強化しただけでは、結果的に被収容者人員の増加につながりかねない。監視機能を重視したものではなく、より医療的で、福祉的な運用による社会内処遇が望まれる。ただし、本稿で確認されたように、不利益処分としての施設収容が残されている限り、より医療的で、より福祉的な運用であることだけを前提に諸制度が行われれば、その失敗によって刑罰に行かざるを得ないことが指摘される。